

令和4年1月19日（水）

都市経営戦略会議

子ども未来局資料

「公立保育所のあり方に関する基本方針」 策定に向けた方向性について

子ども未来局
幼児未来部

審議事項

- ◆「**公立保育所のあり方に関する基本方針**」策定に向けた検討にあたり、その方向性を伺います。

目次

- 1 「基本方針」策定の趣旨
- 2 さいたま市保育の現状
- 3 保育所に求められているニーズ
- 4 「基本方針」が目指す姿
- 5 公立保育所のあり方
- 6 策定までのスケジュール

1 「基本方針」策定の趣旨

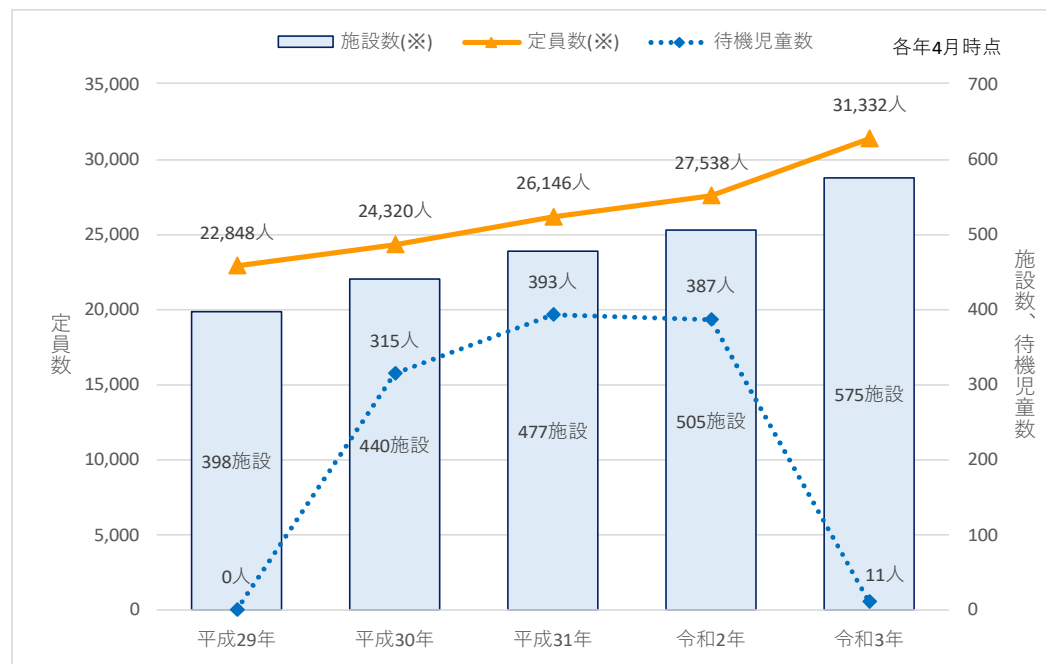
策定の趣旨

- 本市の認可保育所は、公立・民間の区別なく保育を提供する役割を担ってきたが、市内の保育施設の整備も進みながらも、**保育や子育て支援に対するニーズも多様化**してきている。それらに的確に対応していくためには、本市の公立保育所の**機能強化を図り**ながら、**新たな役割を担っていく**必要がある。
- 公立保育所の保育資源が限られている中、多様化する保育や地域のニーズに対応していくため、公立保育所の役割を新たに定め、**公立保育所を再編し、機能向上を推進する「公立保育所のあり方に関する基本方針」**を策定する。

2 さいたま市保育の現状

(1) 保育の受け皿の確保

施設数・定員数・待機児童数



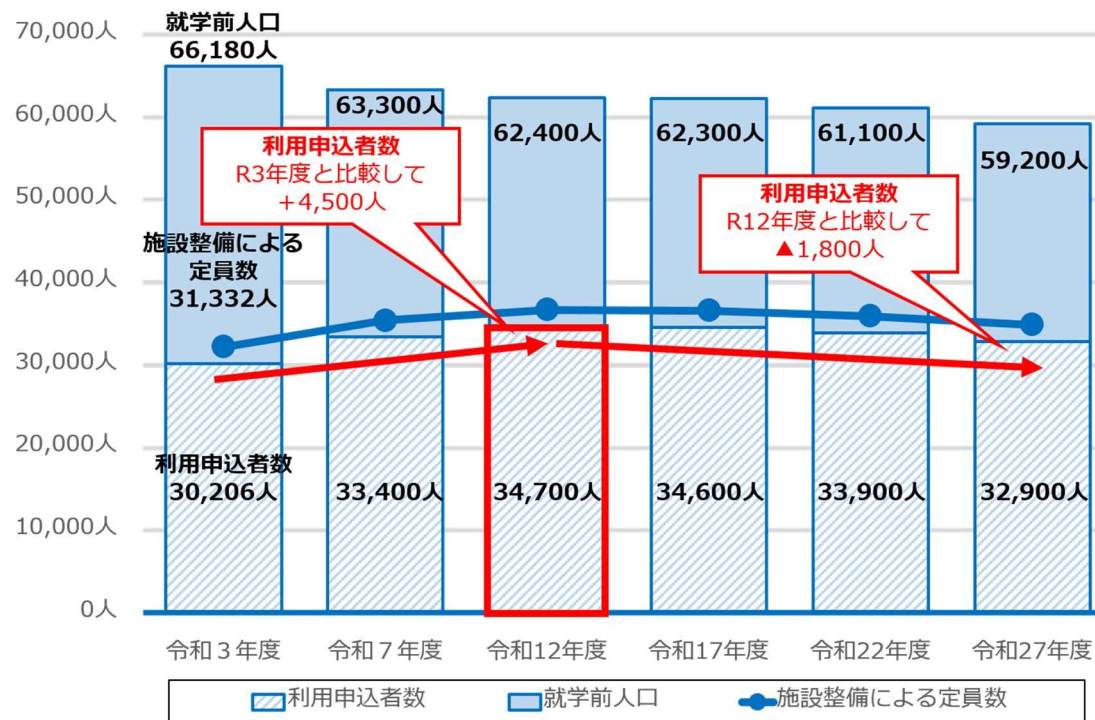
※ 施設数・定員数は、認可保育施設+市認定保育施設+企業主導型保育事業+子育て支援型幼稚園（子育て支援枠）の合計

- 令和2年度に過去最多となる61施設（定員約3,500人分）の認可保育所等が整備され、**令和3年4月時点の待機児童数**は前年の387人から**大幅に減少して11人**となった。

2 さいたま市保育の現状

(1) 保育の受け皿の確保

保育需要の将来推計



- 今後の保育需要は**令和12年度まで増加**、そのピークの後には15年後の令和27年度で約1,800人減少（約120人/年）と推計される。

2 さいたま市保育の現状

(2) 公立保育所の現状

施設の老朽化

公立保育所の施設数、定員（R3.4現在）

行政区	西	北	大宮	見沼	中央	桜	浦和	南	緑	岩槻	合計
施設数	4園	7園	7園	6園	7園	5園	10園	8園	3園	4園	61園
定員	386人	666人	735人	566人	540人	640人	1,140人	1,030人	340人	370人	6,413人

公立保育所の築年数（R3時点）

築年数	10年未満	10年以上 ～20年未満	20年以上 ～30年未満	30年以上 ～40年未満	40年以上
施設数	4園	1園	8園	6園	42園
割合	6%	2%	13%	10%	69%

- 本市の公立保育所は、現在61園で保育の提供を行っているが、そのうち**約7割**が昭和40年代後半から50年代前半の間に整備され、**築年数40年以上**を経過しており、**更新の時期を順次迎えている**。

2 さいたま市保育の現状

(2) 公立保育所の現状

保育士の不足

«フルタイムの保育士数の推移»

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
稼働保育士	正規職員	在籍保育士	668人	683人	677人	696人	697人	710人	712人
		産休育休等	47人	47人	66人	96人	77人	85人	77人
		稼働保育士①	621人	636人	611人	600人	620人	625人	635人
	会計年度任用職員②	284人	254人	266人	245人	228人	212人	201人	
	対H27比	-	89.4%	93.7%	86.3%	80.3%	74.6%	70.8%	
	人材派遣保育士③	2人	5人	4人	7人	5人	5人	12人	
	合計(①+②+③)	907人	895人	881人	852人	853人	842人	848人	
必要保育士数		923人	932人	930人	945人	930人	929人	917人	
不足保育士数		16人	37人	49人	93人	77人	87人	69人	

- 近年、民間保育所等の増加の影響もあり**保育士の確保が困難**な状況にあり、公立保育所の**フルタイムの保育士の不足**（特に会計年度任用職員の減少）が顕著となっている。

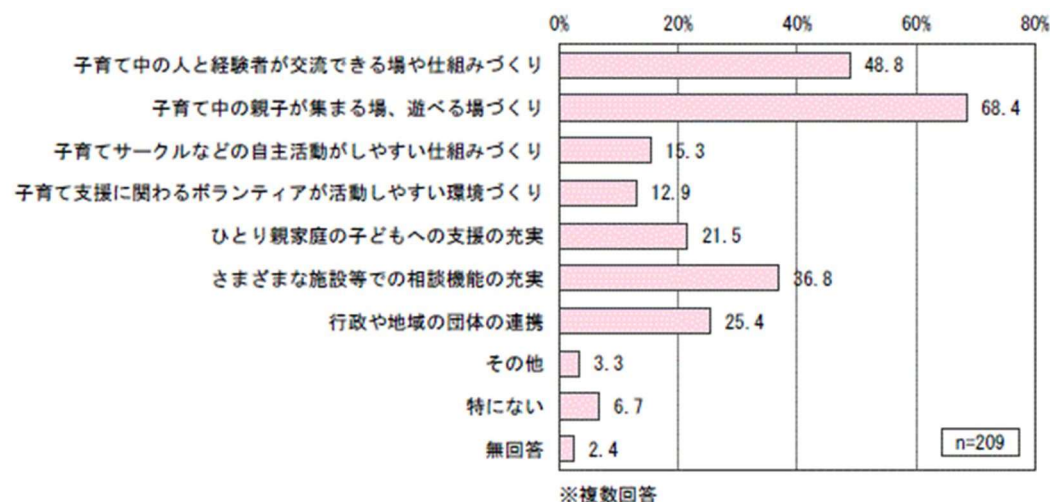
3 保育所に求められているニーズ

(1) 地域のニーズ

- 保護者の就労形態の多様化や通勤の長時間化、核家族化、女性の社会進出等、社会構造の変化により、地域における子育て支援ニーズが変化してきている。
- **子ども・子育てに関する悩み・不安の解消**のほか、子育て中の交流の場づくりなどの**多世代・地域との交流**への支援が求められている。

第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン「第2章 子ども・子育て支援事業計画 1 さいたま市の現況」

○ 安心・安全に子育てをするために必要と思われる地域での取組

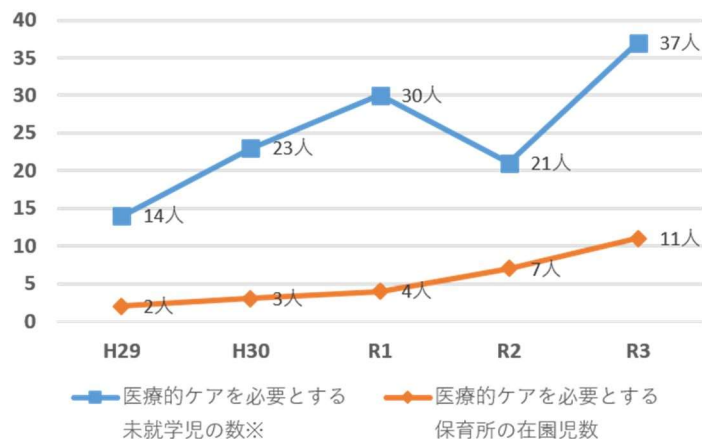


3 保育所に求められているニーズ

(2) 保育のニーズ

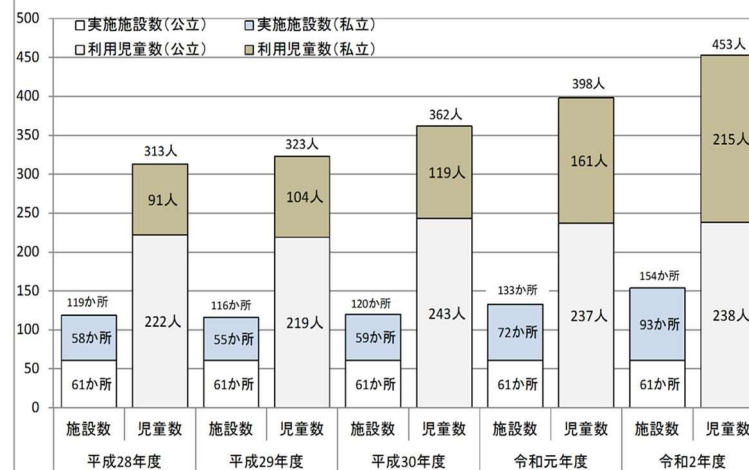
- 障害のある児童や支援を必要とする児童は年々増加傾向にあり、医療的ケア児支援法における「地方公共団体の責務」に対応するために、医療的ケア児に対する支援・相談体制の整備・拡充、情報共有の促進が必要となる。
- 医療的ケア児保育、育成支援など、高度な専門的知識等を伴う**多様な保育の提供**が求められている。

本市の医療的ケア児（未就学児・保育所の在籍児童数）



※障害福祉サービス又は障害児通所支援の支給決定を受けている医療的ケアを必要とする未就学児の数

認可保育所等における障害児等の利用状況

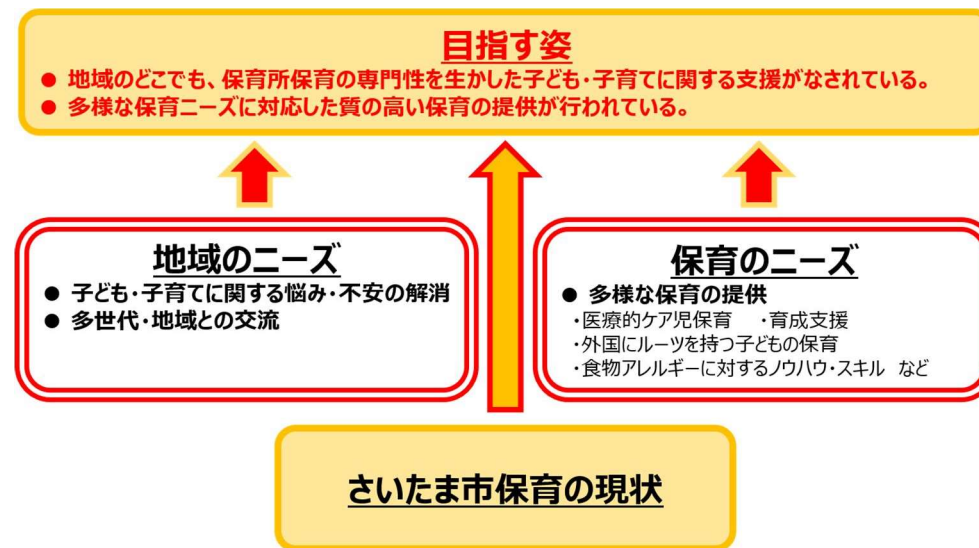


4 「基本方針」が目指す姿

目指す姿

現状とニーズを踏まえ、実現すべき目標として以下のとおり「目指す姿」を設定する。

- **地域のどこでも、保育所保育の専門性を生かした子ども・子育てに関する支援がなされている。**
- **多様な保育ニーズに対応した質の高い保育の提供が行われている。**



5 公立保育所のあり方

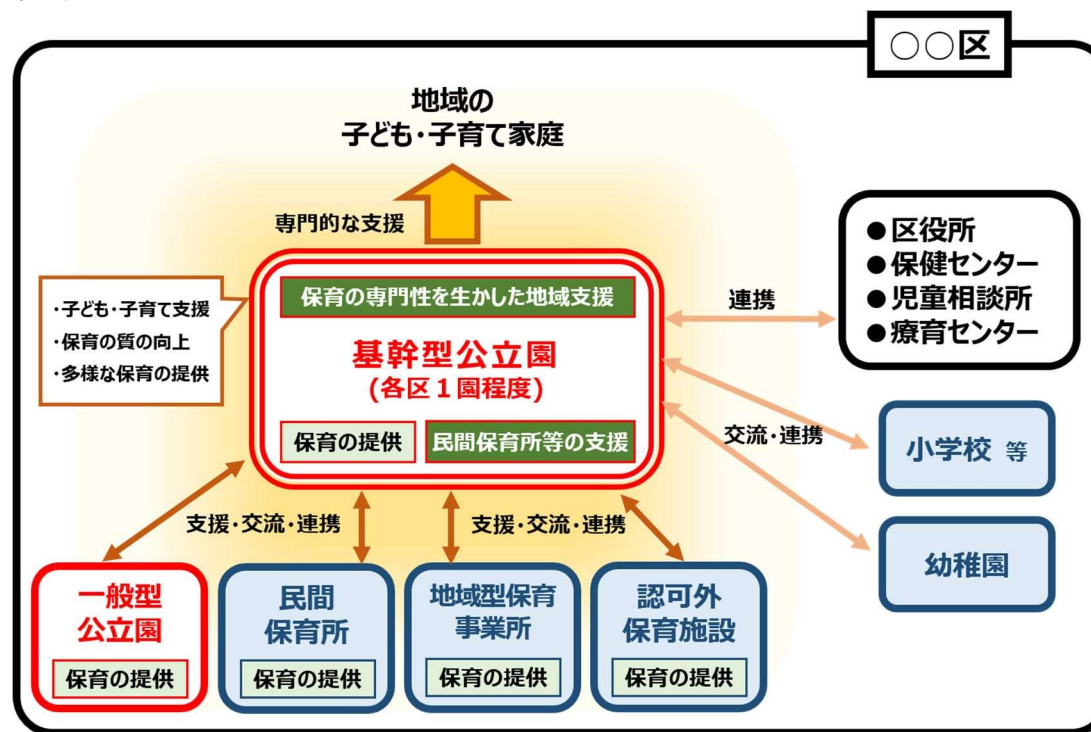
(1) 公立保育所の方向性

- ① 公立保育所は、**地域の基幹**となる保育所として、**地域のニーズ**に対応する**子ども・子育ての支援**を実施する。
- ② あわせて、**保育のニーズ**に対応する**保育の質の向上**を行うとともに、保育の担い手として**多様な保育を提供**する機能を強化する。
- ③ これらの機能を確保するため、**保育資源を集約**しながら**公立保育所の再編**を行い、地域の基幹となる公立保育所「**基幹型公立園**」を各**区に1園程度**備える。
- ④ このほか、一部の公立保育所については、保育需要が比較的高くなく、近隣に民間保育所等が整備されていない地域において継続して保育の提供を行うなど、**地域の状況に応じて保育の提供**を行う公立保育所「**一般型公立園**」として継続する。

5 公立保育所のあり方

(2) 基幹型公立園の役割

- 地域の保育所の基幹として、**地域のニーズに対応した子ども・子育ての支援の実施**と、**保育のニーズに対応した保育の質の向上、多様な保育の提供**を実施する。



5 公立保育所のあり方

(3) 基幹型公立園の機能

① 保育所保育の専門性を生かした**地域の子ども・子育て支援機能**

- ・ 専門性を生かした相談事業
- ・ 保育施設を活用した交流、体験事業 など

② **民間保育所等への支援・交流・連携機能**

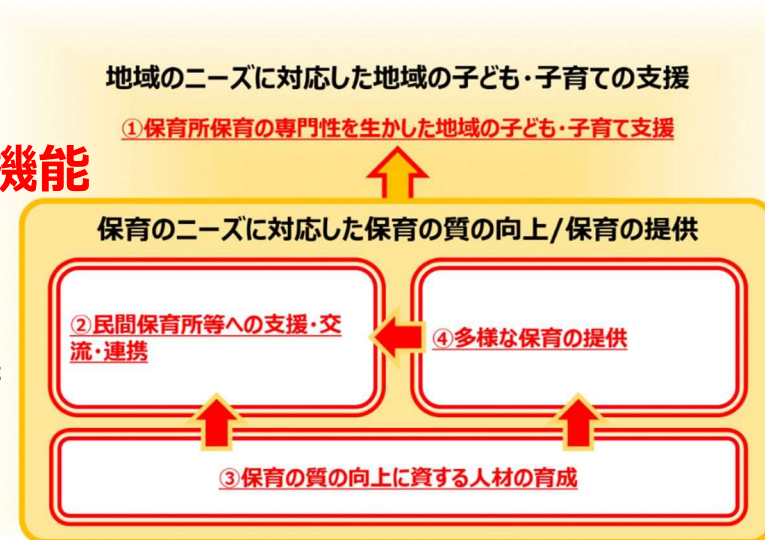
- ・ 区園長会議の開催、運営
- ・ 地域型保育事業所に対する保育内容の支援
- ・ 育成支援や食物アレルギー等の巡回支援 など

③ 保育の質の向上に資する**人材の育成機能**

- ・ 区ごとの保育に関する研修の企画、運営
- ・ 未来の保育士を増やす職場体験等の推進 など

④ **多様な保育の提供機能** ※民間保育所等も備えている機能

- ・ 医療的ケア児保育
- ・ 育成支援制度の充実 など



5 公立保育所のあり方

(4) 併せて実施する機能強化

(仮称)医療的ケア児保育支援センターの設置

- 再編と併せて、公立保育所の資産を活用しながら機能強化を図る施策として「**(仮称)医療的ケア児保育支援センター**」を整備する。
- 「**相談や入所につなげる支援 = 地域ニーズ**」や「**医療的ケアを実施する保育所へのノウハウの提供 = 保育ニーズ**」に対応。

(仮称)医療的ケア児保育支援センターの機能

【地域ニーズを満たす機能】

地域の医療的ケア児
家庭の相談・支援機能

- ・ 医療的ケア児等を対象とした**子育て支援センター**による相談、ふれあいの場の提供
- ・ 保護者のレスパイト、リフレッシュ等のための一時保育

地域の医療的ケア児の
保育所入所支援機能

- ・ 保育所に入所していない医療的ケア児の**一時保育**による集団保育への見極め、保育所入所への支援

【保育ニーズを満たす機能】

医療的ケア提供
保育所の支援機能

- ・ 医療的ケア提供保育所（民間・公立）への**支援、助言**
- ・ 市全体の**医療的ケア児保育のとりまとめ**、研修開催等

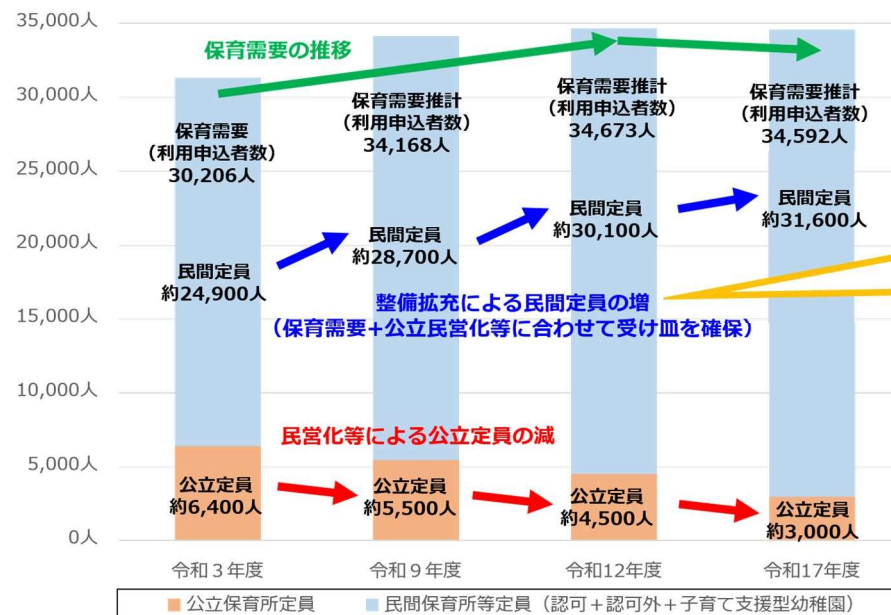
- **令和5年度中**の開設を予定。

5 公立保育所のあり方

(5) 公立保育所の機能向上・再編

基本的な考え方

- 機能向上・再編の実施にあたっては、地域の状況に応じ近隣に民間保育所等を整備するなど、**地域の保育の受け皿の確保を行いながら実施**する。



5 公立保育所のあり方

(5) 公立保育所の機能向上・再編

再編の手法

- 公立保育所の再編は、**統合や民営化等**により実施する。

機能向上の手法

- 公立保育所の機能向上は、**再編により生み出された保育資源の集約**により行う。

機能向上・再編の開始時期

- 機能向上・再編（基幹型公立園の設置、民営化の実施）の開始時期は、今後検討予定（令和9年度から12年度までの間を想定）。

5 公立保育所のあり方

(6) 機能向上・再編の園の考え方

《存続する園》…約半分程度の園を想定

基幹型公立園（各区1園程度を想定）

- **区役所に近い**立地にある公立保育所 又は **比較的大規模園**である公立保育所

一般型公立園

- 保育需要が比較的高くなく、近隣に民間保育所等が整備されていないなど、**公による保育の提供の継続を要する地域**にある公立保育所

5 公立保育所のあり方

(6) 機能向上・再編の園の考え方

《統合や民営化する園》…約半分程度の園を想定

民営化等園

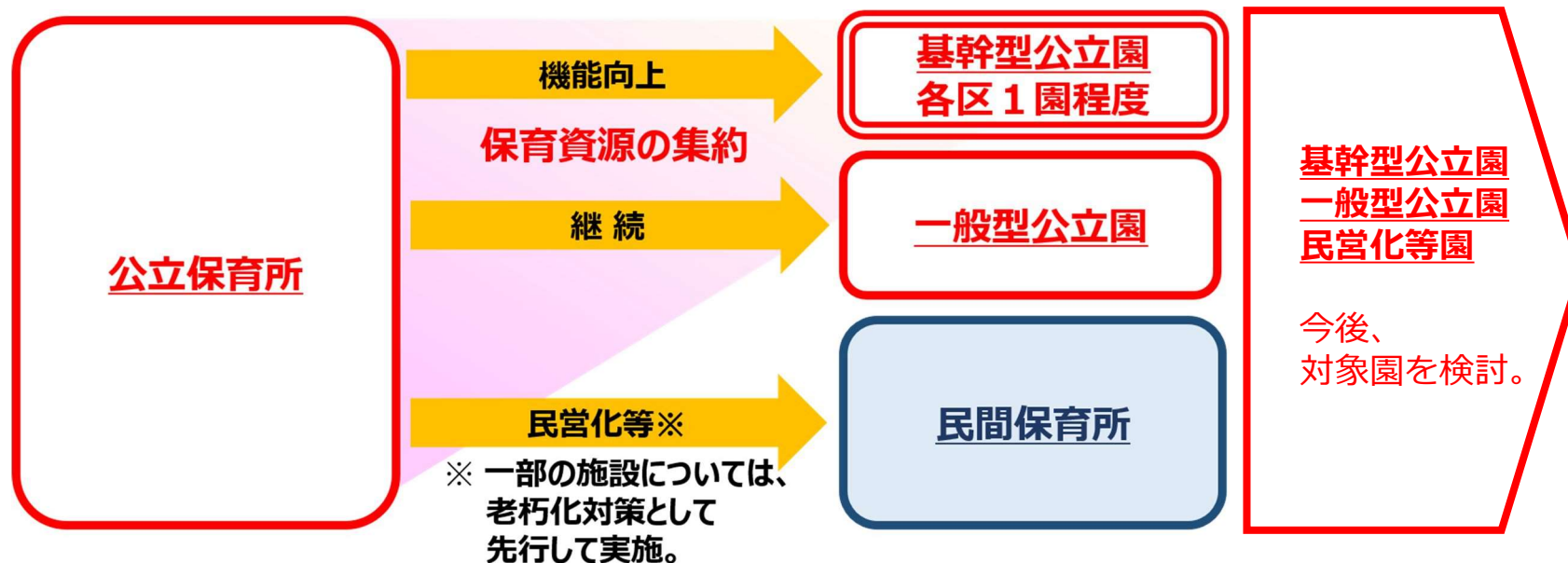
- 保育需要が比較的高く、近隣に民間保育所等の整備が見込まれる地域や、民間保育所等が整備され、保育需要を満たす保育の受け皿の確保がなされている地域など、**民による保育の提供の継続が見込まれる地域**にある公立保育所

※老朽化対策の実施を迎えた一部の施設については、**老朽化に伴う建て替え**（例：鈴谷東・鈴谷西保育園）や、**老朽化した貸借物件**（市有施設以外）において、**地域の保育需要を満たした上で統合又は廃止を先行して実施**する。

5 公立保育所のあり方

(6) 機能向上・再編の園の考え方

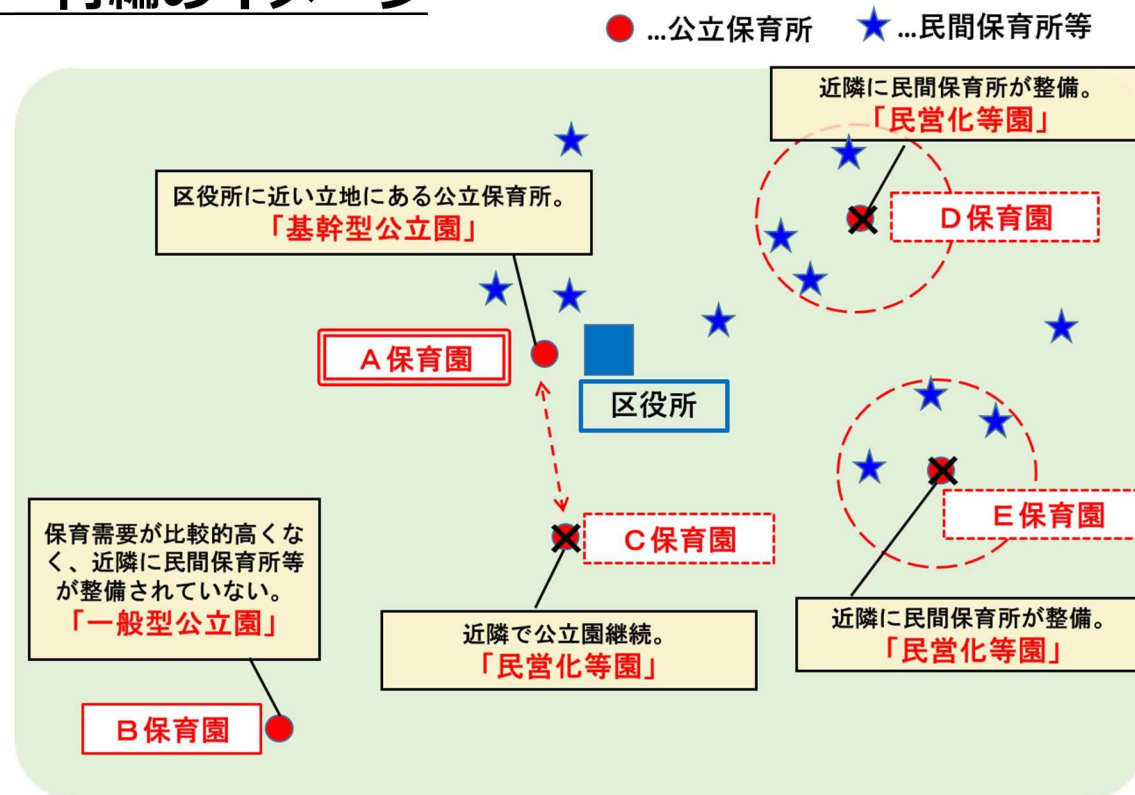
機能向上・再編のイメージ



5 公立保育所のあり方

(6) 機能向上・再編の園の考え方

機能向上・再編のイメージ



5 公立保育所のあり方

(7) 老朽化した貸借物件の検討

- 民間等所有の物件を貸借して運営している公立保育所についても老朽化は進行しており、老朽化対策として対応を実施する必要がある。
- 貸借物件のうち、**鈴谷東保育園は鈴谷西保育園との統合を予定、下落合団地保育園は移転整備と与野本町保育園の統合を予定。**ほか、**西堀、白楸、文蔵、大谷場、辻保育園**については、近隣に民間保育所等を整備するなど**必要な保育の受け皿の確保を行いながら段階的な廃止を検討**する。

老朽化した貸借物件の検討（貸借物件：リース方式で市が建設した公立保育所除く。）

園名	所有者	建築年度 (築年数)	対応方針
鈴谷東	民間	S52 (44)	・R5年度に鈴谷西保育園と統合。
下落合団地	埼玉県	S44 (52)	・R4年度に近隣に移転整備。 ・R5年度に与野本町保育園を統合。
西堀	民間	S52 (44)	・近隣に民間保育所等を整備するなど必要な保育の受け皿の確保を行いながら段階的に廃止（R8年度末廃止）。
白楸	民間	S49 (47)	
文蔵	民間	S48 (48)	
大谷場	民間	S49 (47)	
辻	民間	S50 (46)	

段階的な廃止の実施イメージ

（対応6園はいずれも1歳児～5歳児保育実施園。（R4.4時点））

5年前 (R4)	4年前 (R5)	3年前 (R6)	2年前 (R7)	1年前 (R8)	廃止 (R9)
廃止発表	●	●	●	●	●
	1歳児 募集停止	2歳児 募集停止	3歳児 募集停止	4歳児 募集停止	R8年度末 で廃止

6 策定までのスケジュール

「基本方針」機能向上・再編

- ◆R3年度 「基本方針」の方向性の決定。
- ◆R4年度 有識者、保護者、民間事業者等意見聴取等。
- ◆R5年度 「基本方針」の策定。
(仮称)医療的ケア児保育支援センターの設置。
- ◆R9年度 機能向上・再編の開始。
～12年度

《参考》施設老朽化対策

- ◆R4年度 下落合団地保育園の移転整備。
- ◆R5年度 鈴谷東保育園・鈴谷西保育園の統合（仮設園舎）。
与野本町保育園・下落合団地保育園の統合。
貸借物件5園の段階的な募集停止の開始。
- ◆R6年度 統合鈴谷東・鈴谷西保育園新園舎移転。
- ◆R8年度 貸借物件5園の廃止。
未